

発言者	発 言 内 容 等
事務局	只今から第2回高石市受動喫煙・路上喫煙等対策検討委員会を開会させていただきます。 それでは、委員長に今後の議事進行をお願いします。
委員長	議事に入る前に、公開規程に基づき、本日の会議については、公開とし、傍聴についても許可することにご異議ないか。 (異議なし) 議事録署名人については、前回同様五十音順にて原田委員、藤田委員を議事録署名人として定める。 それでは、本日の会議は公開とし、傍聴を許可する。 傍聴人の入場を許可する。 (傍聴人4名入場) 議事に入る前に、前回の振り返りと議論を受けて、行なった調査の

事務局	報告および第1回の検討委員会からこの間における各委員からいただいた意見を事務局から報告願う。 第1回検討委員会では、実効性のある分煙社会にむけ、その対策・方向性について、ご議論いただき、 ・公衆衛生及び受動喫煙の観点から生活動線での人が集約する場所におけるルールとして、喫煙・禁煙エリアの区別が必要。 ・子どもに対する受動喫煙の防止について、影響が大きい場所については各々の施設の特性をみてエリア・施設設置。 ・たばこ事業者の協力を求める。 ・市内産業育成・市税収入の観点から、市内でのたばこ販売事業者や地域の双方が歩み寄って良いものを作ることが必要。 ・喫煙禁止区域設定の検討、大規模公園、その他の公園の考え方についての整理。 ・過料については抑止としての側面もある。 などのご意見をいただいた。 それらを受け、事務局にて行なった調査・研究を報告する。 ・市内駅周辺、公園等の状況及び考え方を報告 ・過料についての先進市の状況及び考え方を報告 なお、本日の第2回検討委員会の開催にあたっての委員への意見
-----	---

	聴取では、 ・風向きによる、たばこの煙の流れも考慮する方が良い。 ・イベント等の開催にあたり、市への後援依頼に対し、分煙措置や受動喫煙等の防止に努めることを求めるのも協働の一つ。 ・たばこ事業者に対し具体的な協力を求め続ける などのご意見をいただいた。
委員長	いまの事務局の説明について、質問等はないか？
委員	公園等の配置、大きさの区分について詳しく教えてほしい。
事務局	老人福祉施設、公園等の規模の大小について、区分を説明。喫煙場所の設置等について、考えていきたい旨併せて説明。公園については 1,000 m²以上を目安にするものの、使用の実情や公園愛護会の方々や自治会等、地域の意見・意向を聞きながら、喫煙場所の設置の有無を検討していきたい。
委員	府下の自治体の調査について、 ・条例制定をきっかけに喫煙所などを設置した例はあるのか？ ・条例制定をきっかけにポイ捨ての抑止になった例はあるのか？

事務局	四條畷市・摂津市等の他比較的多くの自治体で喫煙所を設置した。 ポイ捨てについては担当者の感覚では減少していると聞いている。
委員	あらたに高石市では条例を作るのでそういったところも検討していただきたい。 どこの自治体も体感としてポイ捨ては減っているようだが、マナーがよくなったのか、単に喫煙人口が減ったのか、わからないが、市民等清掃活動を行っている方へヒアリングを行ってほしい。
事務局	市民の方、ボランティアの方などに清掃活動を行っていただいている。ヒアリング調査などを含めて、状況把握に努めてまいりたい。
委員長	清掃が大変であり、もってかえってもらうのが基本。 だが人が多く集まる場所ではそれなりの施設が必要。 どういう形態のものが、どういった場所に必要かいろんな方々からご意見をいただき、研究していただいた上で、検討していただけたらと思う。 それでは、議題１ 高石市受動喫煙・路上喫煙等対策の総合的推進

	に関する条例（案）について議論していく。 本件について、事務局から説明願う。
事務局	（事務局から、条例（案）について説明）
委員長	ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見等ございましたでしょうか？
委員	第9条指導について「是正することができる」とあるが、過料については書かれていない。 過料を科さない場合、第4条市民の責務について、もう少し強い言葉で書いた方がいいのではないかと？
事務局	過料・罰則の規定の指摘について、健康増進法では知事の方から、喫煙の中止やその場所からの退出等が書かれている。 従わない場合は、過料の徴収ができる権限が与えられている。 それをうけて本条例（案）第9条において、市長が是正に必要な指導をすることができるとしている。 今後市民に周知していく中で、罰則規定が必要になってくるような場合は検討していくが、現状では法律のなかで市長の指導という形

	で条例に盛りこみたいと考えている。 第3条2項市の責務においても市民、事業者等に対する努力義務もかかれているので、条例の全体的なバランスとして、第4条に強い文言にすることは書き込みづらいと考える。
委員長	先ほど事務局から他市のことも報告いただいたが、状況により指導だけではだめなので、改正して過料をとることもできるという形も考えられる。 市民に対して努力を促しながら判断しようというのが今回の条例（案）と考える。
委員	まずは周知徹底し、条例作成し、今後の市民の皆さんの動向みながら改正していく方向で問題ない。
委員	第10条で、環境美化推進に関する条例では、「市長の施策に対しては協力しなければならない。」となっている。 過料を様子を見ながら入れていこうとするなら、美化条例と合わせるのいいのではないかな？ また、第2条において（2）喫煙について、加熱式たばこも含め、すべて指しているのか説明いただきたい。

	もう一つ、市議会の先生方で研究をしておられる経緯がある。その成果が反映されているのかどうか？
事務局	第2条について、加熱式たばこも想定している。
委員	ほかの自治体を見ていると、たばこを吸うことと処理することを喫煙としている。同じ認識でよいのか？
事務局	火のついた、もしくは加熱したたばこを所持していることも含め、想定している。 定義（1）たばこで電子たばこは含まれていない。
委員長	たばこ事業法で定義しているたばこのみを規制すればいいのか？ 市民への説明ができる形に、整理しておいたほうがいい。 美化条例と文言をあわす点はどうか？
事務局	この条文については、事務局で検討させていただく。
委員長	了解した。市議会での研究成果が盛り込まれているかについてはどうか？

事務局	市議会での議論を含めた提示である。
委員	第7条路上喫煙の禁止について、他の自治体の例を見ると、自動車の定義があり、車内は喫煙可だが、バイク等二輪車は除外としているところもある。 もう少し路上喫煙の定義を細かくしてはどうか？ また、市民、事業者、市の責務について、連携した取り組みが必要と考えるが、根拠として、本条例に加えてはどうか？ 事業者の責務について、市に立ち入り調査の権限を定めている自治体もある。あってもいいのではないか？
事務局	路上喫煙禁止区域内の喫煙について、国からも示されたとおり、停車中の窓をしめた車内の喫煙は対象、運行中の車内喫煙は対象外。 二輪車については、路上喫煙となる。 市民・事業者との連携に関しては、必要不可欠と考える。条文の中に書き込んでいきたい。 立ち入り調査については、健康増進法の中で、権限が明記されているので、条例では規定しない方向で考えている。

委員長	条例は一般の市民に理解できる説明が重要。 もう少し内容を整理してわかりやすいものにすることが求められる。 修正素案については、事務局で各委員の意見を踏まえて、調整し、パブリックコメントにかけるという流れでいきたい。
委員	大規模イベントの際、高石市に後援依頼がでているはず。 その際、後援の条件に受動喫煙や路上喫煙の防止について遵守することとすれば実効性が上がるのでは？ また、喫煙場所などの方策を示すことも重要。
委員長	喫煙場所を置く公園の規模、主要駅など、具体的な喫煙区域についてはつめていかないといけない。 基本方針を決めた上で、喫煙者、非喫煙者ともに問題が出ないような形にするにはどうしたらいいのかを形にしていく際、地元の方の意見はもちろん、専門の方の意見を聞く必要があるかもしれない。 また清掃などにもお金がいる。 この機会に、ポイ捨てせず、持ち帰り、受動喫煙・路上喫煙の周知が図れるものにしたい。

事務局	それでは、加筆・修正・文言の扱いなどの検討を行い、修正案を各委員に提示、その上でパブリックコメントを実施することにする。 事務局から方法及びスケジュールについて、説明をお願いする。 (事務局説明)
委員	屋外喫煙所について、規模だけではなく、風向き等環境要因を考えないと苦情の原因になるので、考慮していただきたい。 また男性の喫煙者は減っているが、女性の喫煙率はなかなか下がらない。周知の仕方・啓発の仕方についても効率的に行うことが必要。
事務局	妊娠届時のアンケート時など、本人もしくはそのパートナーに指導、禁煙のすすめなどをおこなっている。今後も理解しやすい方法で更に周知・啓発に努めていく。
委員長	これまでの議論を踏まえ、次回委員会では答申を行う。 9月議会への上程のスケジュールの関係上、事務局にはパブリックコメント等の途中経過を各委員へ報告するようお願いしたいがよろしいか。

事務局	了解しました。
委員長	それではこれで第2回高石市受動喫煙・路上喫煙等対策検討委員会を終了する。 (閉会)

令和元年8月20日

署名人 原田 禎夫 

署名人 藤田 政明 

